

東京法務局への「筆界特定事件相談票」の提出について

1 提出方法

筆界特定手続に関する相談を希望する場合は、あらかじめ別添の「筆界特定事件相談票」（全項目必須）を東京法務局民事行政部不動産登記部門筆界特定室（以下「筆界特定室」という。）に資料とともに提出してください（郵送・FAX可（ただし、資料が大部の場合には郵送に限らせていただきます。））。

なお、管轄外の照会には応じられません。

2 照会内容

筆界特定事件相談票には、必ず資格者代理人（相談者）としての相談内容（疑問点）、意見をお示しいただくとともに、関係資料の添付をお願いします。

3 回答方法

筆界特定室から資格者代理人（相談者）に対し、電話により回答します。

なお、文書による回答はいたしかねますので、御了承願います。

4 回答期限

基本的に筆界特定事件相談票を受領した順に回答を行いますので、至急の回答を要する照会には応じられません。

なお、複雑な案件など検討に相応の時間が必要となる場合には、回答順が前後することもありますので、御了承願います。

5 その他

(1) 筆界特定室から、相談内容について資格者代理人（相談者）に伺う場合もありますので、御了承願います。

(2) 特に複雑な案件などで説明が必要な相談については、筆界特定事件相談票にその旨を記載の上、提出ください。追って、面談の時間を調整いたします。

(3) 本取扱いは、令和2年7月1日（水）から運用を開始します。